

## ご質問の回答（一覧）

No.	項目	質問	回答
1	<b>傷病手当金</b>	早退が複数日継続し、その後欠勤した場合はどうなりますでしょうか？	ここでは傷病手当金の待期期間について説明します。待期期間とは傷病手当金を受けるための条件の一つで、療養のため3日連続して休んだ場合に完成し、その翌日以降の休んだ期間について傷病手当金が支給されます。待期期間は初日の早退した日のみを含めることができます。
2	<b>傷病手当金</b>	2/1にA病院を受診しB病院を紹介され2/2を受診し2/2～3/3迄休職した場合傷病手当金医師意見欄をB病院へ書いてもらう場合B病院を受診した2/2からしか証明できないと言われた場合別途A病院の証明が必要となるのでしょうか。	傷病手当金は、仕事に就けないこと（労務不能）が支給の条件になります。労務不能の判定は、療養担当者（医師等）の意見を基に被保険者の従事する業務の種別を考慮し、本来の業務に耐えられるか否かを基準として行います。 申請期間のうち労務不能の証明がある期間が支給対象となるため、転院前、転院先の医療機関それぞれにご相談ください。
3	<b>傷病手当金</b>	出勤簿も賃金台帳は添付しなくてもよいのですか？	出勤簿、賃金台帳の添付は必要ありません。
4	<b>傷病手当金</b>	傷申請書2頁④は4頁発病年月日と同じ日付を記載するのですか？	傷病手当金支給申請書の2ページ目の申請内容④「発病・負傷年月日」と4ページ目の療養担当者記入用の「発病または負傷の年月日」は、必ずしも同じ日付である必要はありません。
5	<b>傷病手当金</b>	傷申請書2頁④の日付は4頁初診日とは違うのでしょうか	傷病手当金支給申請書の2ページ目の申請内容④「発病・負傷年月日」は、発病または負傷した年月日をご記入ください。その年月日は、申請書4ページ目の医療機関の初診日と必ずしも同じ日付である必要はありません。
6	<b>傷病手当金</b>	傷病手当金について途中就労者の1年6ヵ月を超える場合も支給されることについて対象者になりそうな方がいます。もう少し詳しく教えていただきたいと思います。	傷病手当金は支給が始まった日（支給開始日）から支給期間（実際に支給された期間）を通算して1年6か月の期間を限度として支給されます。（最大で支給を始めた日から1年6月間の暦の日数分が支給されます。）  (例) 支給開始日 令和4年1月1日の場合 ⇒1年6月後…令和5年6月30日 ⇒支給対象日数…令和4年1月1日～令和5年6月30日までの546日間 ※令和5年6月30日を迎えた時点で、546日分傷病手当金を受給していない（出勤や有給休暇等により傷病手当金が支給されなかった日がある）場合は、残りの日数分について引き続き申請していただけます。

## ご質問の回答（一覧）

No.	項目	質問	回答
7	<b>傷病手当金</b>	<p>傷申請書2頁④は初診日ではなく4頁「発病または負傷の年月日」を記載するのですか？</p> <p>A病院から遠方に転居のためB病院にかかった場合でA病院分の4頁の証明がいただけない（病院の方針？）とき当該期間の給付を諦めないといけないのですか？</p>	<p>傷病手当金は、仕事に就けないこと（労務不能）が支給の条件になります。労務不能の判定は、療養担当者（医師等）の意見を基に被保険者の従事する業務の種別を考慮し、本来の業務に耐えられるか否かを基準として行います。</p> <p>申請期間のうち労務不能の証明がある期間が支給対象となるため、転院前、転院先の医療機関それぞれにご相談ください。</p> <p>傷病手当金支給申請書の2ページ目の申請内容④「発病・負傷年月日」と4ページ目の療養担当者記入用の「発病または負傷の年月日」は、必ずしも同じ日付である必要はありません。</p>
8	<b>傷病手当金</b>	<p>傷病手当金申請書に代理受取人欄が削除となったことを知らなかったのが教えていただいて良かったです。しかし実務上、従業員の希望に基づき、会社が傷病手当金を受け取ったうえで、会社が立て替えている社会保険料や住民税等を控除した上で、従業員へ残金を振り込むといった手続きをしてきたので、本人・会社ともに大変不便になると感じています。闘病中の方に高額な保険料や住民税を会社に振り込んでもらうようになったり、復帰することなく、立替金も払わず退職してしまう人も今後出てくるかもしれません。本来、生活費などの心配をしなくて済むような手当なのに、おかしいと思います。不正受給が多かったのかもしれませんが、実務とかけ離れていくべきではないと思います。改善されることを祈ります。</p>	<p>申請書の様式を変更するにあたり、受取代理人欄の取り扱いについて検討を行いました。その結果、不正請求防止の観点から受取代理人欄を削除するに至りました。</p> <p>これまで受取代理人欄をご利用いただいていた皆様には大変ご不便をおかけしますが、何卒ご理解の程よろしくお願いいたします。</p>
9	<b>傷病手当金</b>	<p>傷病手当金申請書に被保険者以外の口座が記入できなくなった。被保険者が死亡した時はどのようにするのか？詳しく教えてほしい。相続関係の依頼書が必要なのか。</p>	<p>被保険者がお亡くなりになり、相続人の方が申請される場合は、傷病手当金支給申請書の1ページ目の「氏名」「住所」「振込先指定口座」には、相続人の方の情報を記入してください。また、相続人の方の申請の場合は、被保険者との続柄がわかる「戸籍謄本」等の添付が必要になります。</p>

## ご質問の回答（一覧）

No.	項目	質問	回答
10	<b>傷病手当金</b>	海外でコロナになったらどうしたらいいでしょうか？傷病でしょうか？傷病使えないでしょうか。宜しくお願い致します。	海外で新型コロナウイルス感染症に罹患した場合であっても傷病手当金の支給対象になります。 医療機関からの証明を受けることができない場合について、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症が疑われる場合も含む）に限り、現在のところ申請書4ページ目を被保険者自身で記入することで申請することができます。 （申請書4ページ目に海外の医療機関から外国語で証明を受けた場合は、翻訳文を添付してください。翻訳文には、翻訳者の署名、住所、電話番号の明記が必要です。） ※今後、申請書4ページ目を被保険者自身で記入する取扱いが変更となる可能性もございますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。
11	<b>保険証返納</b>	電子申請で資格喪失手続き完了後は、保険証は協会けんぽへ返納ではないのですか？	保険証を協会けんぽへ返納していただいても回収は可能ですが、原則、電子申請の到達番号と併せて管轄の年金事務所へご返納ください。
12	<b>保険証返納</b>	保険証返納の催促文書はどのくらいの時間が経ったら本人に送付されますか？参考までに教えてください。	管轄の年金事務所では資格喪失のお手続き完了後、2週間程度で「保険証返納について」という書類をお送りします。
13	<b>研修会資料</b>	本日の研修内容の資料は、配布可能でしょうか？	【第1部】健康保険の事務手続き等については、協会けんぽ広島支部のホームページ「令和4年度健康保険委員研修会」に資料（PDFファイル）掲載していますので、ダウンロードしてください。
14	<b>研修会資料</b>	今日の資料はとても参考になります。今日の資料は、メールでおくっていただけますか。	
15	<b>研修会資料</b>	ウェビナーで表示されていた資料は配布していただけないのでしょうか？ 頂ければ今後の取り組みに活用できるので是非頂きたいと思います。	

## ご質問の回答（一覧）

No.	項目	質問	回答
16	研修会資料	コロナ陽性を検査キットで陽性になった場合の、傷病手当支給申請書の4枚目の記入例を再度見たいです	協会けんぽ広島支部のホームページ「令和4年度健康保険委員研修会」に掲載しています資料（PDFファイル）の第1部「健康保険の事務手続き等について」の15ページをご覧ください。 ホームページリンク： <a href="https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hiroshima/cat060/2023011811/">https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hiroshima/cat060/2023011811/</a>
17	その他	会社の健康診断の傾向や問題点は、どこで分析してもらえますでしょうか？	協会けんぽ広島支部では、医療費や健診結果の集計値を掲載した「ヘルスケア通信簿」を、年に1回、被保険者10名以上の事業者様宛にお送りしております（被保険者5名から9名の事業所様には「ヘルスケア通信簿（同業種集計版）」をお送りしております）。 従業員の皆様の医療費、健診結果に基づき、健康に関するデータを「見える化」したもので、広島支部全体や同業種の平均値との比較ができます。 事業所で従業員の皆様の健康づくりに向けた活動を行うための重要なツールとしてぜひご活用ください。
18	その他	実際に体を動かす、食生活を具体的に改善する方法などを動画で伝えることが大切だと考えます。そうした内容を一般社員にも共有できる環境ができれば効果はとて大きく広がると思いますのでご検討頂けると良いと感じました。今日は今後の参考になる内容が多く含まれていました。ありがとうございました。	協会けんぽ広島支部では、健康づくりの専門家が、生活習慣に関することや運動、メンタルヘルスなどをテーマに、事業所への訪問またはオンラインで、健康づくり講座を実施しております。 無料で講座を受けていただけるのは、ひろしま企業健康宣言にエントリーいただいている事業所様が対象です。 ひろしま企業健康宣言にエントリーいただき、従業員の健康づくりにぜひご利用ください。 （令和5年度においては、5月からご案内します）
19	その他	研修会のことではないが、質問があったので記入していたら、早々にZOOMが閉じられ質問が出来なかった。また別の機会にします。	ご質問のお時間を十分に確保できず、申し訳ございませんでした。 次回の研修会では、研修会終了後もお質問をいただけるよう時間を確保させていただきます。 また、ご質問については、お電話でもお答えさせていただきますので、協会けんぽ広島支部（082-568-1011）へお問い合わせください。